

米子市子ども計画（仮称）の素案について

1 計画策定の趣旨

未来を担う子ども・若者が、権利の主体として尊重され、身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送り、心豊かにのびのびと過ごしながらか、成長・自立するためには、行政や関係団体、地域住民が一丸となり、子どもをまんやかに据えた施策を推進することが重要です。

そこで、これまで取り組んできた子どもに関する施策を一体的・総合的により一層推進し、地域全体で子ども・若者の成長・自立を支援することを目的として、本計画を策定します。

2 計画の位置付け

法に定める次の計画を一体的にとりまとめた本市における子ども・若者等に関する総合的な計画として位置付けます。

- ・市町村子ども計画
- ・市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・市町村次世代育成支援行動計画
- ・市町村子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画
- ・市町村子ども・若者計画

また、「米子市母子保健計画」と関連付け、本計画を構成する一部として位置付けます。

3 計画の対象

子ども、若者、妊産婦、子育て当事者と、これらを支える全ての事業者・関係団体・地域住民

4 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

5 基本理念・基本方針・重点施策

(1) 基本理念

『子どもを生み育てることに希望が持て、
子ども・若者が心豊かにのびのびと成長・自立できるまち、よなご』

(2) 基本方針

- ア 切れ目なく子ども・若者の成長・自立を支える
- イ 子育て当事者が希望を持って子どもを生み、育てられる環境を整備する
- ウ 様々な環境にある子ども・若者やその家族に対する支援の充実を図る

(3) 重点施策

- ア 子ども・若者への切れ目のない支援
- イ 妊産婦・乳幼児への切れ目のない保健施策の充実
- ウ 保育士の確保、保育の質の向上、保育環境及び子育て支援の充実
- エ 幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続の推進
- オ 子どもの居場所の拡充

- カ 地域全体でこどもの育ちを支える取組の推進
- キ 若者への就職・結婚支援
- ク ニーズに応じた幼児期の教育・保育の供給量の適正確保及び子育て支援サービスの充実
- ケ 個々の特性や取り巻く環境に応じた支援の充実

6 計画の推進

(1) 推進体制

本計画の推進に当たっては、こども・若者の支援に携わる事業者、学校、関係団体及び地域住民と連携・協力し、意見を取り入れながら、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、みんなで取り組みます。

(2) 進捗管理

本計画の適切な進捗管理に当たっては、点検及び評価を行うことにより、施策の改善につなげ、総合的な取組を柔軟に進めていきます。また、必要に応じて、計画の見直しを行います。点検及び評価や見直しに当たっては、米子市子ども・子育て会議等にて、意見を聴取しながら進めます。

(3) こどもや若者、子育て当事者への意見聴取

本計画の策定及び施策の推進に当たっては、こどもや若者等の意見表明の機会・場所を確保し、施策に反映させるための取組を継続的に実施します。

7 計画策定のために行った調査等

(1) ニーズ調査及び意見聴取の実施

- ・米子市就学前児童育児手当受給者を対象としたアンケート調査
- ・未就学児の保護者を対象としたアンケート調査
- ・こどもへの支援に携わる各事業者及びその利用者を対象としたヒアリング調査
- ・こどもを対象としたアンケート調査
- ・児童扶養手当受給世帯を対象としたアンケート調査
- ・こどもの生活状況実態調査（鳥取県が実施した調査を基に、市で独自集計）

(2) 審議会での審議

米子市子ども・子育て会議、米子市社会福祉審議会

8 今後のスケジュール

時期	内容
令和7年2月3日（月） ～同年3月4日（火）	パブリックコメントの実施
令和7年3月上旬	米子市子ども・子育て会議において最終案の審議
令和7年3月末	計画の完成・公表